

八代生活環境事務組合 水道メーター検針及び料金徴収業務

登録者の募集について

八代生活環境事務組合では、現在の水道メーター検針員に欠員が生じた場合、または増員が必要な場合に検針及び料金徴収(集金)を行う登録者を募集しています。

※ただし、登録完了しましてもすぐに委託契約を締結するものではなく、欠員が生じた場合、または増員が必要な場合の登録となります。

1. 業務内容

- ・ハンディーターミナルによる水道メーターの検針業務
- ・検針に伴う付帯業務(チラシ配布、漏水発見時の報告等)
- ・料金徴収業務(地区により件数が変動します)
- ・検針用の車、バイク、自転車の貸し出しは行いません。

2. 業務形態

- ・毎月1日～5日の5日間で検針業務を行います。(1月は4日～8日まで)
- ・月の中旬から月末にかけて料金徴収業務を行います。
(集金日についての指定はありませんが、集金額を月末にまとめて事務所へ持参していただきます。)※つり銭は各自で用意していただきます。

3. 委託料

- ・検針業務 1件あたり 86円
- ・料金徴収業務 1件あたり 142円
- ・チラシ配布料 1件あたり 6円
- ・交通費及び車、バイク等の燃料代の支給はありません。
- ・委託契約のため、社会保険、雇用保険はありません。
- ・傷害保険はありません。

※件数によりますが、月あたりおおむね5～6万円程度の収入になります。

4. 応募資格

- ①八代郡・八代市に住所を有する人
- ②18歳以上で心身ともに健康である人
- ③責任をもって業務を遂行できる人
- ④水道料金や税金等の滞納がない人

5. 応募方法

登録申込書(別紙)と履歴書を同封の上、郵送または事務所へ提出して下さい。

6. 選考方法

書類等に不備がない場合は受付順に登録名簿に登録します。

現在の受託者に欠員等が生じた場合に書類選考及び面接を行い、委託契約締結後に業務を行っていただきます。

(問い合わせ先)

八代生活環境事務組合 総務課まで(Tel 0965-62-2049)

(別紙)

八代生活環境事務組合 水道メーター検針及び料金徴収業務登録申込書

令和 年 月 日

八代生活環境事務組合
管理者 藤本一臣様

八代生活環境事務組合における水道メーター検針及び料金徴収業務を受託したいので、
下記のとおり申し込みます。

ふりがな		性別
氏名		男・女
生年月日	昭和 年 月 日 平成	年齢 歳
住所	〒 ー	
連絡先 (電話番号)	() ー	
職業		
希望検針地区 (○で囲んで下さい)	1. どこでもよい 4. 氷川町(竜北地区) 2. 千丁町 5. 氷川町(宮原地区) 3. 鏡町 6. 東陽町、泉町	
検針時の交通手段 (○で囲んで下さい)	1. 原付 2. 自動車 3. 自転車 4. その他()	
備考(何かあれば記入してください)		

※注 記載されました個人情報 は水道メーター検針及び料金徴収業務の選任以外の
目的には使用しません。